

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

## 社会福祉法人長野市社会事業協会 行動計画

職員が個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日

### 2 目標と取組内容・実施時期

<目標①> 管理職に占める女性割合 40%以上を維持し、次世代を担う管理職の育成を図る。

(取組内容・実施時期)

令和8年4月～

- ・管理職の処遇改善（管理職手当の増額）を行う。
- ・キャリアパスの周知、理解を促進する。

令和10年4月～

- ・取組実施状況を点検し、主任、副主任に対して、財務管理、労務管理等の研修を実施する。

<目標②> 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を 85%以上とする。

(取組内容・実施時期)

令和8年4月～

- ・女性が活躍できる職場であることについて、求職者に向け積極的に広報を行う。

各年9月

- ・自己申告カードを用い、勤務実態を把握した上で、職場環境を改善する。

<目標③> 常勤職員の一人当たりの月平均所定外労働時間を 5 時間以下とする。

(取組内容・実施時期)

令和8年4月～

- ・前年度の時間外労働時間を把握し、各事業所の所長へ管理職会議を通じ状況報告を行い注意喚起する。

各年9月

- ・当該年度の状況を確認し、時間外労働時間が多い事業所について業務内容の見直しを図る。

<目標④> 男性の育児休業取得率を 50%以上とする。

令和8年4月～

- ・前年度の取得状況を把握し、職員へ両立支援制度の周知をする。

各年9月

- ・管理職会議において、両立支援制度の管理職の理解を促進する。